



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月31日(火) 号外(第12号)

目次

ページ

人事委員会規則

| | |
|---|---|
| ○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 2 |
| ○職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 | 2 |
| ○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 | 7 |
| ○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 7 |
| ○職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 | 7 |
| ○営利企業等の従事制限に関する規則及び教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則 | 7 |
| ○群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 | 8 |

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第八号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年群馬県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

- 7 食品安全検査センター
8 林業試験場
9 中部農業事務所
10 畜産試験場
11 農業技術センター
12 蚕糸技術センター
13 水産試験場
14 群馬産業技術センター
15 東毛産業技術センター
16 繊維工業試験場
17 ぐんま天文台警察本部刑事科学捜査研究所
18 ぐんま天文台警察本部刑事科学捜査研究所
19 1から18までに掲げるものほか人事委員会が指定する機関
7 林業試験場
8 畜産試験場
9 農業技術センター
10 蚕糸技術センター
11 水産試験場
12 群馬産業技術センター
13 東毛産業技術センター
14 繊維工業試験場
15 ぐんま天文台警察本部刑事科学捜査研究所
16 ぐんま天文台警察本部刑事科学捜査研究所
17 1から16までに掲げるものほか人事委員会が指定する機関

別表第二行政職給料表の部三級の項中「准教授(副主幹)又は」を削り、同部四級の項中「、コース長」及び「准教授(主幹)又は」を削り、同部五級の項中「、主任専門技術員又は学科長」を「又は主任専門技術員」に改め、「、コース長(総括)」及び「准教授(総括主幹)又は」を削り、同部六級の項中「又は部長」を「、部長又は副校長(農林大学校副校長に限る。)」に、「副校長、統括指導官」を「副校長

(農林大学校副校長を除く。)、統括指導官」に改め、「農林大学校研修部長」を削り、「、主任専門技術員(総括)又は学科長(総括)」を「又は主任専門技術員(総括)」に改め、同部八級の項中

Table with 2 columns: 一 技監の職務, 二 警察における会計統括官の職務

Table with 3 columns: 一 首席補佐官の職務, 二 技監の職務, 三 警察における会計統括官の職務

同部九級の項中「四 こどもまんなか推進監の職務」を「四 こどもまんなか推進監の職務」に改める。
この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年三月三十一日
群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第九号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部改正
(職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二号中「以上」の下に「(満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者)にあつては、年額百五十万円以上」を加える。
第十九条第一項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「通勤方法若しくは

条例第十二条の六第四項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「額」の下に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第二項中「提示」の下に「又は駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。
第二十二條の六に次の一項を加える。
3 通勤経路の往路又は帰路のいずれかに新幹線鉄道等を利用する職員について、特別料金等の二分の一相当額は、次に掲げる額とする。
一 第八条に規定する定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員のうち、一週間当たりの要勤務日数が五日に満たない職

員(以下「勤務日数の少ない職員」という。)(以外の職員 特別料金等の二分の一相当額(その額を当該支給対象期間の月数で除して得た額が一万円を超えるときは、一万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額)

二 勤務日数の少ない職員 特別料金等の二分の一相当額(その額を当該支給対象期間の月数で除して得た額が一万円に第二十二条の三に規定する一週間当たりの要勤務日数を五で除した割合(以下「勤務日数割合」という。))を乗じて得た額を超えるときは、一万円に勤務日数割合及び当該支給対象期間の月数を乗じて得た額

第二十二条の六を第二十二条の七とし、第二十二条の五を第二十二条の六とし、第二十二条の四を第二十二条の五とする。

第二十二条の三第一号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第二号中「掲げる額」を「定める額」に改め、「得た額」の下に「(駐車場等利用職員」という。)(にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額を加算した額)を加え、同条第三号中「掲げる額」を「定める額」に改め、「得た額未満」を「得た額(駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額を加算した額)未満」に改め、同条を第二十二条の四とし、第二十二条の二を第二十二条の三とし、第二十二条の次に次の一条を加える。

(自動車等使用者の支給額) 第二十二条の二 条例第十二条の六第二項第二号の人事委員会規則で定める額は、別表第三の四に掲げる額とする。

第二十二条の七の次に次の三条を加える。

(駐車場等の要件)

第二十二条の八 条例第十二条の六第四項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 勤務公署の周辺又は第十九条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設(人事委員会が定める施設を除く。)(であること。

二 その利用について職員の配偶者若しくは条例第十一条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状態、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第二十二条の九 条例第十二条の六第四項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難な職員

を除く。)(とする。

一 条例第十二条の六第一項第二号に掲げる職員で、自動車等の使用距離が片道八キロメートル未満である職員

二 条例第十二条の六第一項第三号に掲げる職員で、駐車場等の利用に係る自動車等の使用区間の通勤距離が徒歩により通勤したものとした場合に片道二キロメートル未満である職員

三 第二十二条の四第二号に掲げる職員

四 その他人事委員会が定める職員

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第二十二条の十 条例第十二条の六第四項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 条例第十二条の六第一項第二号に掲げる職員(駐車場等を利用する交通用具が自動車等(自転車を除く。以下この条において同じ。))である場合に限る。)(の場合 次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額(勤務日数の少ない職員以外の職員にあつては、その額が五千円を超えるときは五千円、勤務日数の少ない職員にあつては、その額が五千円に勤務日数割合を乗じて得た額を超えるときは五千円に勤務日数割合を乗じて得た額)

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
ロ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)(が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額
二 条例第十二条の六第一項第三号に掲げる職員であつて、一の駐車場等を利用する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 駐車場等を利用する交通用具が自動車等の場合 前号に定める額
ロ 駐車場等を利用する交通用具が自転車の場合 勤務日数の少ない職員以外の職員にあつては五百円、勤務日数の少ない職員にあつては五百円に勤務日数割合を乗じて得た額

三 条例第十二条の六第一項第三号に掲げる職員であつて、二以上の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 二以上の駐車場等を利用する交通用具が自動車等の場合 それぞれの駐車場等について前号イに定める額を合計した額(勤務日数の少ない職員以外の職員にあつては、その額が五千円を超えるときは五千円、勤務日数の少ない職員にあつては、その額が五千円に勤務日数割合を乗じて得た額を超えるときは五千円に勤務日数割合を乗じて得た額)

ロ 二以上の駐車場等を利用する交通用具が自転車の場合 その駐車場等の数にかかわらず、勤務日数の少ない職員以外の職員にあつては五百円、勤務日数の少ない職員にあつては五百円に勤務日数割合を乗じて得た額

二以上の駐車場等を利用する交通用具が自転車の場合 その駐車場等の数にかかわらず、勤務日数の少ない職員以外の職員にあつては五百円、勤務日数の少ない職員にあつては五百円に勤務日数割合を乗じて得た額

ハ 二以上の駐車場等を利用する交通用具が自動車等及び自転車の場合、それぞれの駐車場等について前号イ及びロに定める額を合計した額(勤務日数の少ない職員以外の職員にあつてはその額が五千円を超えるときは五千円、勤務日数の少ない職員にあつてはその額が五千円に勤務日数割合を乗じて得た額を超えるときは五千円に勤務日数割合を乗じて得た額)

第二十三条の二第五項中「第二十二條の三第一号」を「第二十二條の四第一号」に改め、同条第六項中「第二十二條の三第二号」を「第二十二條の四第二号」に改め、同条第七項中「第二十二條の三第三号」を「第二十二條の四第三号」に改め、同条第八項中「第二十二條の六第一項」を「第二十二條の七第一項」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 条例第十一條の六第四項第一号に規定する通勤手当の額は各月の給料の支給定日に、同項第二号の規定による通勤手当の額は前各項に規定する支給方法に準じて支給する。

第二十三条の四第一項中「第十二條の六第四項」を「第十二條の六第五項」に改め、同項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額に」を「額若しくは駐車場の料金に」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「第十二條の六第四項」を「第十二條の六第五項」に改める。

第二十九条の七第一項第一号イ中「百分の百二十六・五以上百分の三百二十二・五」を「百分の百二十五・二五以上百分の三百十八・七五」に、「百分の百五十五以上百分の三百八十二・五」を「百分の百四十九・二五以上百分の三百七十八・七五」に改め、同号ロ中「百分の百五十五以上百分の百二十六・五」を「百分の百三十七・五以上百分の百二十五・二五」に、「百分の百三十六以上百分の百五十五・五」を「百分の百三十四・七五以上百分の百四十九・二五」に改め、同号ハ中「百分の百三十五・五」を「百分の百二・二五」に、「百分の百二十三・五」を「百分の百二・二五」に改め、同号ニ中「百分の九十五」を「百分の九十三・七五」に、「百分の百十四」を「百分の百十二・七五」に改め、同項第二号イ中「百分の九十以上百分の百七十」を「百分の八十八・七五以上百分の百六十六・二五」に改め、同号ロ中「百分の八十」を「百分の七十八・七五」に改め、同号ハ中「百分の七十三・五」を「百分の七十二・二五」に改める。

第二十九条の七の二第二項第一号中「百分の五十四」を「百分の五十二・七五」に、「百分の六十四」を「百分の六十二・七五」に改め、同項第二号中「百分の五十五」を「百分の四十九・二五」に、「百分の六十五」を「百分の五十九・二五」に改め、同項第三号中「百分の四十八・五」を「百分の四十七・二五」に、「百分の五十八・五」を「百分の五十七・二五」に改める。

別表第一「衛生環境研究所の項中「感染制御係、研究企画係及び保健科学係」を「危機管理・精度管理係、衛生検査係及び感染症検査係」に、

4 化学関係の研究業務に従事する技術者

5 4 化学関係の研究業務に従事する技術者
食品関係の研究業務に従事する技術者

に改め、同表食品安全検査センターの項中「子どもまんなか推進監」を別表第三のうち「知事の事務部局の表県庁の項中「子どもまんなか推進監」を「子どもまんなか推進監」に、「局長」を「首席補佐官」に改め、別表第三のうち「知事の事務部局の表地域機関及び専門機関の項中「農林大学校研修部の部長を除く。」を削り、

| | |
|---------------------|----|
| 上席研究員 | 八種 |
| 部長(農林大学校研修部の部長に限る。) | |
| 教授 | |
| 次長 | |
| 副校長 | |
| 上席研究員 | 八種 |
| 副校長(農林大学校副校長に限る。) | |
| 教授 | |
| 次長 | |
| 副校長(農林大学校副校長を除く。) | |
| 八種 | |

別表第三の三の次に次の一表を加える。
別表第三の四(第二十二條の二関係)

| 片道の使用距離 | 交通用具の種類 | |
|--------------------|-----------------|------------------|
| | 自動車又は原動機付自転車 | 自転車 |
| 二キロメートル以上三キロメートル未満 | 四輪のもの 二、〇〇〇円 | 二輪のもの 二、一三〇〇円 |
| 三キロメートル以上四キロメートル未満 | 二、二二〇円 | 二、一三〇〇円 |
| 四キロメートル以上五キロメートル未満 | 二、八五〇円 | |
| 五キロメートル以上六キロメートル未満 | 四、二〇〇円 | |
| 六キロメートル以上七キロメートル未満 | 四、二〇〇円 | |
| 七キロメートル以上八キロメートル未満 | 四、七五〇円 | 四、二〇〇円 |
| 八キロメートル以上九キロメートル未満 | 五、三八〇円 | |
| 九キロメートル以上十キロメートル未満 | 六、〇一〇円 | |

| | | | |
|------------------------|---------|---------|---------|
| 十キロメートル以上十一キロメートル未満 | 七、三〇〇円 | | |
| 十一キロメートル以上十二キロメートル未満 | 七、三〇〇円 | | |
| 十二キロメートル以上十三キロメートル未満 | 七、九一〇円 | 七、三〇〇円 | 七、三〇〇円 |
| 十三キロメートル以上十四キロメートル未満 | 八、五五〇円 | | |
| 十四キロメートル以上十五キロメートル未満 | 九、一八〇円 | | |
| 十五キロメートル以上十六キロメートル未満 | 一〇、四〇〇円 | | |
| 十六キロメートル以上十七キロメートル未満 | 一〇、四四〇円 | | |
| 十七キロメートル以上十八キロメートル未満 | 一一、〇八〇円 | 一〇、四〇〇円 | 一〇、四〇〇円 |
| 十八キロメートル以上十九キロメートル未満 | 一一、七一〇円 | | |
| 十九キロメートル以上二十キロメートル未満 | 一二、三四〇円 | | |
| 二十キロメートル以上二十一キロメートル未満 | 一三、五〇〇円 | | |
| 二十一キロメートル以上二十二キロメートル未満 | 一三、六一〇円 | | |
| 二十二キロメートル以上二十三キロメートル未満 | 一四、二四〇円 | 一三、五〇〇円 | 一三、五〇〇円 |
| 二十三キロメートル以上二十四キロメートル未満 | 一四、八八〇円 | | |
| 二十四キロメートル以上二十五キロメートル未満 | 一五、五一〇円 | | |
| 二十五キロメートル以上二十六キロメートル未満 | 一六、六〇〇円 | | |
| 二十六キロメートル以上二十七キロメートル未満 | 一六、七七〇円 | 一六、六〇〇円 | 一六、六〇〇円 |
| 二十七キロメートル以上二十八キロメートル未満 | 一七、四一〇円 | | |
| 二十八キロメートル以上二十九キロメートル未満 | 一八、〇四〇円 | | |
| 二十九キロメートル以上三十キロメートル未満 | 一八、六七〇円 | | |
| 三十キロメートル以上三十一キロメートル未満 | 一九、七〇〇円 | | |
| 三十一キロメートル以上三十二キロメートル未満 | 一九、九四〇円 | | |
| 三十二キロメートル以上三十三キロメートル未満 | 二〇、五七〇円 | 一九、七〇〇円 | 一九、七〇〇円 |
| 三十三キロメートル以上三十四キロメートル未満 | 二一、二一〇円 | | |
| 三十四キロメートル以上三十五キロメートル未満 | 二一、八四〇円 | | |
| 三十五キロメートル以上三十六キロメートル未満 | 二二、八〇〇円 | | |
| 三十六キロメートル以上三十七キロメートル未満 | 二三、八五〇円 | | |

| | | | |
|------------------------|---------|---------|---------|
| 三十七キロメートル以上三十八キロメートル未満 | 二四、四九〇円 | 二二、八〇〇円 | 二二、八〇〇円 |
| 三十八キロメートル以上三十九キロメートル未満 | 二五、一二〇円 | | |
| 三十九キロメートル以上四十キロメートル未満 | 二五、七五〇円 | 二五、一二〇円 | 二五、一二〇円 |
| 四十キロメートル以上四十一キロメートル未満 | 二七、五一〇円 | | |
| 四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満 | 二八、一四〇円 | | |
| 四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満 | 二八、七七〇円 | 二五、九〇〇円 | 二五、九〇〇円 |
| 四十三キロメートル以上四十四キロメートル未満 | 二九、四一〇円 | | |
| 四十四キロメートル以上四十五キロメートル未満 | 三〇、九七〇円 | 二九、四一〇円 | 二九、四一〇円 |
| 四十五キロメートル以上四十六キロメートル未満 | 三一、六〇〇円 | | |
| 四十六キロメートル以上四十七キロメートル未満 | 三二、二三〇円 | | |
| 四十七キロメートル以上四十八キロメートル未満 | 三二、八七〇円 | 二九、一〇〇円 | 二九、一〇〇円 |
| 四十八キロメートル以上四十九キロメートル未満 | 三四、二七〇円 | | |
| 四十九キロメートル以上五十キロメートル未満 | 三四、九〇〇円 | | |
| 五十キロメートル以上五十一キロメートル未満 | 三五、五四〇円 | | |
| 五十一キロメートル以上五十二キロメートル未満 | 三六、一七〇円 | | |
| 五十二キロメートル以上五十三キロメートル未満 | 三七、四六〇円 | 三二、三〇〇円 | 三二、三〇〇円 |
| 五十三キロメートル以上五十四キロメートル未満 | 三八、〇九〇円 | | |
| 五十四キロメートル以上五十五キロメートル未満 | 三八、七三〇円 | | |
| 五十五キロメートル以上五十六キロメートル未満 | 三九、三六〇円 | | |
| 五十六キロメートル以上五十七キロメートル未満 | 四〇、五六〇円 | | |
| 五十七キロメートル以上五十八キロメートル未満 | 四一、二〇〇円 | 三五、五〇〇円 | 三五、五〇〇円 |
| 五十八キロメートル以上五十九キロメートル未満 | 四一、八三〇円 | | |
| 五十九キロメートル以上六十キロメートル未満 | 四二、四六〇円 | | |
| 六十キロメートル以上六十一キロメートル未満 | 四三、六〇〇円 | | |
| 六十一キロメートル以上六十二キロメートル未満 | 四四、二三〇円 | | |
| 六十二キロメートル以上六十三キロメートル未満 | 四四、八六〇円 | 三八、七〇〇円 | 三八、七〇〇円 |
| 六十三キロメートル以上六十四キロメートル未満 | 四五、四九〇円 | | |

| | | | |
|------------------------|---------|---------|---------|
| 六十四キロメートル以上六十五キロメートル未満 | 四六、五六〇円 | | |
| 六十五キロメートル以上六十六キロメートル未満 | 四七、一九〇円 | | |
| 六十六キロメートル以上六十七キロメートル未満 | 四七、八二〇円 | | |
| 六十七キロメートル以上六十八キロメートル未満 | 四八、四六〇円 | 四二、二〇〇円 | 四二、二〇〇円 |
| 六十八キロメートル以上六十九キロメートル未満 | 四九、四八〇円 | | |
| 六十九キロメートル以上七十キロメートル未満 | 五〇、一一〇円 | | |
| 七十キロメートル以上七十一キロメートル未満 | 五〇、七五〇円 | | |
| 七十一キロメートル以上七十二キロメートル未満 | 五一、三八〇円 | | |
| 七十二キロメートル以上七十三キロメートル未満 | 五二、三五〇円 | 四五、七〇〇円 | 四五、七〇〇円 |
| 七十三キロメートル以上七十四キロメートル未満 | 五二、九八〇円 | | |
| 七十四キロメートル以上七十五キロメートル未満 | 五三、六二〇円 | | |
| 七十五キロメートル以上七十六キロメートル未満 | 五四、二五〇円 | | |
| 七十六キロメートル以上七十七キロメートル未満 | 五四、八八〇円 | | |
| 七十七キロメートル以上七十八キロメートル未満 | 五五、五二〇円 | 四九、二〇〇円 | 四九、二〇〇円 |
| 七十八キロメートル以上七十九キロメートル未満 | 五六、一五〇円 | | |
| 七十九キロメートル以上八十キロメートル未満 | 五六、七八〇円 | | |
| 八十キロメートル以上八十一キロメートル未満 | 五七、四二〇円 | | |
| 八十一キロメートル以上八十二キロメートル未満 | 五八、〇五〇円 | | |
| 八十二キロメートル以上八十三キロメートル未満 | 五八、六八〇円 | 五二、七〇〇円 | 五二、七〇〇円 |
| 八十三キロメートル以上八十四キロメートル未満 | 五九、三一〇円 | | |
| 八十四キロメートル以上八十五キロメートル未満 | 五九、九五〇円 | | |
| 八十五キロメートル以上八十六キロメートル未満 | 六〇、五八〇円 | | |
| 八十六キロメートル以上八十七キロメートル未満 | 六一、二一〇円 | | |
| 八十七キロメートル以上八十八キロメートル未満 | 六一、八五〇円 | 五六、二〇〇円 | 五六、二〇〇円 |
| 八十八キロメートル以上八十九キロメートル未満 | 六二、四八〇円 | | |
| 八十九キロメートル以上九十キロメートル未満 | 六三、一一〇円 | | |
| 九十キロメートル以上九十一キロメートル未満 | 六三、七五〇円 | | |

| | | | |
|------------------------|---------|---------|---------|
| 九十一キロメートル以上九十二キロメートル未満 | 六四、三八〇円 | | |
| 九十二キロメートル以上九十三キロメートル未満 | 六五、〇一〇円 | 五九、六〇〇円 | 五九、六〇〇円 |
| 九十三キロメートル以上九十四キロメートル未満 | 六五、六四〇円 | | |
| 九十四キロメートル以上九十五キロメートル未満 | 六六、二八〇円 | | |
| 九十五キロメートル以上九十六キロメートル未満 | 六六、九一〇円 | | |
| 九十六キロメートル以上九十七キロメートル未満 | 六七、五四〇円 | 六三、〇〇〇円 | 六三、〇〇〇円 |
| 九十七キロメートル以上九十八キロメートル未満 | 六八、一八〇円 | | |
| 九十八キロメートル以上九十九キロメートル未満 | 六八、八一〇円 | | |
| 九十九キロメートル以上百キロメートル未満 | 六九、四四〇円 | | |
| 百キロメートル以上 | 七〇、〇八〇円 | 六六、四〇〇円 | 六六、四〇〇円 |

様式第二号中「条例第12条第1項」や「職員の給与の支給に関する規則第16条第1項」に改める。
 様式第四号(その1)中

- 「新規
 (異動の場合を含む。)
住居の変更
通勤経路の変更
通勤方法の変更
運賃等の負担額の変更

を

- 「新規
 (異動の場合を含む。)
住居の変更
通勤経路、方法又は駐車場等の変更等
運賃等又は駐車場の料金の負担額の変更

に

「条例第12条の6第2項第2号」や「規則第22条の2」及び「規則第22条の3」を「規則第22条の4」及び「規則附則第2項第7号」や「規則第22条の10」及び「を」を「駐車場」及び「ロ」を「駐輪場」に改める。

第二条 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年群馬県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項の見出し及び同項から第四項までを削り、第一項の見出し及び項番号を削る。

附則別表を削る。

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)
 第三条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の三百二十二・五」を「百分の三百十八・七五」に、「百分

の三百八十二・五」を「百分の三百七十八・七五」に改める。
附則第五項中「百分の百五十七・五」を「百分の百五十三・七五」に、「百分の百八十七・五」を「百分の百八十三・七五」に改める。

附 則
この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表一知事事務部局の部県庁の項中「会計管理者」を「会計管理者 首席補佐官」に改め、同部地域機関等(組織規則第二十条に規定する地域機関及び専門機関をいう。)の項中「技師長 農林大学科長(総括) 農林大学科長」を「技師長」に、「独立研究員(副主幹) 准教授(総括主幹) 准教授(主幹) 准教授(副主幹) コース長」を「独立研究員(副主幹)」に改め、同表企業局の部地域機関の項中「次長」を「次長 支所長」に、「係長 吾妻発電事務所湯川支所長(総括) 吾妻発電事務所湯川支所長」を「係長」に改め、同表病院局の部県庁の項中「課長 新病院建設室長」を「課長」に、「薬剤主監」を「薬剤主監 病院改革推進主監」に改め、同部専門機関の項中「局長」を「局長 新病院建設室長」に、「感染対策室長」を「感染対策室長 歯科診療部長」に、「電気専門技術員(総括) 電気専門技術員」を「電気専門技術員(総括) 電気専門技術員 建築専門技術員(総括) 建築専門技術員」に改める。

別表二6の項中「栄養士」を「管理栄養士及び栄養士」に改める。

附 則
この規則は、令和八年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表知事事務部局の項中「危機管理監」の下に「スポーツ推進監」を加え、「会計管理者」を「会計管理者 首席補佐官」に、「感染制御センター」を「健康危機管理センター」に、「農業技術センター」を「及び農業技術センター」に改め、「及び下水道総合事務所の水質浄化センター」を削る。

附 則
この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十二号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則(平成元年群馬県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第二条第六号及び第七号」を「第二条第五号及び第六号」に改める。

別表職員採用試験(社会人経験者)の項中「四十五歳」を「六十四歳」に改める。附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 次の表の上欄に掲げる期間に実施される採用試験における別表職員採用試験(社会人経験者)の項の規定の適用については、同項中「六十四歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | |
|--------------------------|------|
| 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで | 六十一歳 |
| 令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで | 六十二歳 |
| 令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで | 六十三歳 |

附 則
この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十二条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

営利企業等の従事制限に関する規則及び教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十三号

営利企業等の従事制限に関する規則及び教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

(営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正)

第一条 営利企業等の従事制限に関する規則(平成二十七年群馬県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「営利企業等の従事制限」を「営利企業への従事等の制限」に改める。

(教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正)

第二条 教育長の営利企業等の従事制限に関する規則(平成二十七年群馬県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「営利企業等の従事制限」を「営利企業への従事等の制限」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県職員 of 退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十四号

群馬県職員 of 退職管理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員 of 退職管理に関する規則(平成二十八年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 スポーツ推進監

第二十二条中「第六条第十三号」を「第六条第十四号」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
